

由布市空き家改修支援事業補助金について

※補助金の申請を行う際には必ず事業実施前に市への相談・確認をお願いします。
(電話、メール、オンライン相談、窓口相談等)

※毎年度、予算の上限がありますので、予算の上限に達した場合は、空き家改修補助金の交付が受けられない場合があります。予めご了承ください。

(1) 家財処分補助

【補助要件・対象者】

①自己の所有する空き家を、由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」へ登録した(又は登録する)所有者

※ただし令和4年4月1日以降の登録(予定)の物件

②家財処分補助事業は、物件の売買・賃貸借契約締結前に完了する必要があります。家財処分後に、市から補助金額の確定通知書が発行されるまで、売買契約・賃貸借契約を締結しないで下さい。

※売買契約もしくは賃貸借契約を締結済みの物件は補助対象外となります。

③処分については、廃棄物の処理等に関する法律により、一般廃棄物処理業免許を受けている事業者が行うこと。

※交付申請書の審査終了・処分前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、家財処分を行わないで下さい。

決定通知書発行前に家財処分を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意下さい。

【補助額】

全額補助(上限10万円)

【交付申請】

(申請期限)

売買契約もしくは賃貸借契約を締結する前まで かつ
家財処分を実施する日の1週間前まで

(提出書類)

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・誓約書
- ・見積書
- ・振込先口座(預金通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・写真(施行前)

【実績報告】

(実績期限)

事前家財処分完了後、業者への支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

(提出書類)

- ・実績報告書(様式第8号)
- ・事業実績書(様式第2号)
- ・収支精算書(様式第3号)
- ・領収書の写し
- ・写真(施行後)

空き家改修補助については次のページをご覧ください。

(2) 改修補助

【補助対象者】

空き家バンク制度を通して契約が成立した物件の所有者または利用者

【補助要件】

- ①利用者等が**5年間定住**することを誓約できること
- ②所有者と利用者が契約締結済みであること
- ③改修は、由布市内の事業者が施行すること
- ④賃借人が住宅の改修を行う場合は改修に対する所有者等の承諾、賃借期間終了後の原状回復義務の免除及び買取請求権を放棄していること
- ⑤補助金の交付年度内に完了すること など

【補助額・補助率】

(基本額) → 改修に係る費用の1/2 (50%)

(売買物件の場合は上限100万円、賃貸物件の場合は上限50万円)

※物件の所有者と買主・借主の関係が三親等以内である場合は、補助を受けられません。

※交付申請書の審査終了・改修前の市の現地確認ののち、市から交付決定通知書が発行される前に、改修工事を行わないで下さい。

決定通知書発行前に改修工事を行なった場合は、補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。

※5年間の定住要件等要件を破った場合は、補助金の返還が必要になりますので、ご注意ください。

(加算①)

空き家の所在地が由布市内の過疎・辺地地域(※)で、前年度所得が1,000万円以下の方

基本額の補助率に+25%加算(上限50万円)

※過疎地域・・・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に基づき、本市が定めた計画の地域

※辺地地域・・・辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条に基づき、本市が定めた計画の地域

(加算②)

加算①の対象者で世帯に中学生以下(15歳未満)の子供が1人以上いる方

基本額と加算①の補助率に+15%加算(上限30万円)

【交付申請】

(申請期限) → 売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間

(提出書類)

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・承諾書(様式第4号)
- ・誓約書
- ・売買契約書もしくは賃貸借契約書
- ・見積書(由布市内の施行事業者のものに限る)
- ・振込先口座(預金通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・写真(施行前)
- ・前年度の所得証明書(※加算要件の対象者のみ)
- ・住民票(※加算要件の対象者のみ、世帯全員が記載されているもの)

【実績報告】

(実績期限) → リフォーム等完了後、市の検査を受け、業者へ支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで

(提出書類)

- ・実績報告書(様式第8号)
- ・事業実績書(様式第2号)
- ・収支精算書(様式第3号)
- ・領収書の写し
- ・写真(施行後)
- ・住民票(利用者のみ、世帯全員が記載されているもの)

由布市空き家改修支援事業補助金

事業区分	補助対象者	対象物件	補助対象経費	補助条件	補助率	限度額	申請期限	実績期限	旧制度	備考
(1) 事前家財処分	自己の所有する空き家を、由布市空き家バンクへ登録した（又は登録する）所有者	由布市空き家バンクへ登録した（又は登録する）物件	所有者等に対して、空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去及び処分費用に要する経費	ア 空き家の居住部分に係る家財処分に要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること。 イ 補助を受けた後、売買（賃貸）契約が決まるまでの間（3箇年程度）由布市空き家バンクへ登録をすること。	補助対象経費の10/10に相当する額 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	10万円/物件	家財処分を実施する日の1週間前まで	事前家財処分完了後、業者への支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで	-	令和4年4月1日以降の登録（予定）の物件
(2)-1 改修補助（基本型）	由布市空き家バンクに利用登録をしている者又は物件登録をした所有者で、過去にこの制度による助成を受けたことのない者	由布市空き家バンク制度を介して、契約成立した物件			補助対象経費の50%に相当する額 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	(1) 売買契約の成立した物件 100万円 (2) 賃貸借契約の成立した物件 50万円			-	
(2)-2 改修補助（地域加算型）	上記(2)-1 改修補助（基本型）の補助対象者であって、前年度所得が1,000万円以下のもの	上記(3)-1 改修補助（基本型）の対象物件のうち、市内の過疎地域又は辺地地域に存する物件	利用者等又は所有者等に対して、中古住宅又は空き家に居住するために必要な改修費用に要する経費及び、事前家財処分を行っていない物件に係る家財処分に要する経費	<u>市内施工業者の請負により施工すること。</u> ただし、工事内容については以下の場合には対象としない。 ア 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事 イ 併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事 ウ 冷暖房器具及び家電製品等の取付け工事 エ カーテン、家具、調度品等の設置工事 オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事 カ 外構工事 キ 空き家のリフォームを伴わない解体又は除却工事 ク 申請者が直接行う工事 ケ その他市長が不適当と認めた工事	補助対象経費の25%に相当する額を(2)-1 改修補助（基本型）による補助金額に加算。 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	50万円	売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間	リフォーム等完了後、市の検査を受け、業者へ支払いを完了した日から起算して15日以内かつ当該完了した日の属する年度の末日まで	-	令和4年4月1日以降の申請より適用
(2)-3 改修補助（子育て加算型）	上記(3)-1 改修補助（基本型）及び(3)-2 改修補助（地域加算型）の補助対象者であって、申請時点で世帯内に15歳未満の児童がいるもの				補助対象経費の15%に相当する額を(2)-1 改修補助（基本型）及び(2)-2 改修補助（地域加算型）による補助金額に加算。 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	30万円			-	